

就学援助 新入学児童生徒学用品費の入学前支給のご案内

八代市では、経済的に困りの保護者に対して、就学に必要な学用品費・修学旅行費・校外活動費・給食費等にかかる費用の一部を援助する制度があります。

令和8年度に小学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、就学援助費の対象となる保護者には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月に支給します。

◆支給対象となる方 以下の条件にすべて該当する方が対象となります

- ・申込時点で八代市に住所を有し、お子さんが令和8年4月に公立の小学校（八代支援学校小学部を含む）へ入学予定の方
- ・期限内に申請書を提出された方
- ・就学援助制度の認定基準に該当する方

◆申請方法・申請時期

入学前支給を希望される方は、申請書の所定の欄へご記入のうえ、入学予定校へ学校が指定する日までに提出してください。申請書は12月以降、学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

◆認定審査結果・支給日など

審査結果及び支給通知を、令和8年2月下旬に各申請者に郵送します。
支給日は3月上旬を予定しています。

◆支給方法：保護者口座に振込

【入学前支給に関する注意事項】

(1) 入学前に新入学用品費の支給を受けた後で以下に該当した場合は、援助費を返還していただくことになります。予定がある場合は、入学前の支給ではなく、6月の支給を選択してください。

- ・市外へ転出した場合
- ・世帯構成変更など（祖父母等との同居や再婚等）により認定基準に該当しなくなった場合

(2) 令和8年3月時点で、生活保護（教育扶助）を受給している世帯は対象となりません。

※提出期限に間に合わなかったり、今回の審査の結果で認定不可となり令和8年度所得での再判定で4/1認定を受けた場合は、他の就学援助費と一緒に6月に支給します。

◎問合せ：八代市教育委員会 学校教育課 教育支援係 Tel 33-6133 または各小学校

八代市就学援助制度のお知らせ

八代市では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています（「就学援助」といいます）。就学援助を希望される方は、就学援助の申し込みが必要です。

1 この制度の対象者

八代市に住所を有する、公立の小中学校・八代支援学校小中学部の児童生徒（次年度入学予定者を含む）の保護者のうち、生活保護法の要保護者又はそれに準ずる程度（【認定の目安】参照）に困窮していると認められる者。

【認定の目安】 ※下記は目安であり、所得状況によっては対象とならない場合があります。

- ・生活保護の停止・廃止となった者
- ・市民税の非課税または減免対象者
- ・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税の減免等の対象者
- ・国民年金保険料納付の免除対象者
- ・児童扶養手当受給者 など

2 主な支給内容

- ① 学用品費
- ② 新入学児童生徒学用品費…小・中学校 1 年生で、年度当初(4月1日)の認定者のみ対象
- ③ 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- ④ 修学旅行費
- ⑤ 学校給食費
- ⑥ 医療費…子ども医療費助成制度の対象者以外
- ⑦ 通学費
- ⑧ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金…5月1日までの認定者が対象



※要保護者は、④・⑥・⑧のみ対象。

※以下の方は、八代市から支給できる費用が異なる場合があります。

- ・八代市在住で、八代市立以外の公立学校に通学している児童生徒の保護者
- ・市外在住で、八代市立学校に通学している児童生徒の保護者

3 申請方法と認定者の決定

就学援助申請書に必要事項を記入のうえ、在籍する学校へ提出してください。前年度受給されていた方も、新年度には申請が必要です。申請書は、学校から受け取るか、八代市ホームページからダウンロードしてください。

申請後、八代市教育委員会で家族や所得状況などの調査を行い、審査のうえ認定の可否を決定します。

4 注意事項

・就学援助の審査は、保護者の所得額等に基づいて行いますので、保護者の方は市役所等で所得の申告が必要です。（会社が申告している場合や、確定申告されている方は、申告の必要はありません）

世帯の中で所得のある方が複数いる場合（住民票は別でも、同住所の場合は同居とみなします）は、それぞれの所得の合計で審査しますので、該当する人は全て申告を行ってください。

申請後、修正申告を行った場合は、八代市教育委員会 学校教育課へご連絡ください。

・令和7年1月2日以降に八代市へ転入された方は、転入前の市区町村から発行された所得証明書（世帯全員の所得額、各種控除額がわかるもの）の添付が必要となります。

・申請後、世帯構成に変更（婚姻、離婚、転居等）があった場合は、必ず学校へご連絡ください。

問い合わせ先：八代市教育委員会 学校教育課（TEL：33-6133）または各小中学校・八代支援学校